

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

平成30年審議第3回基本問題小委員会（通算第21回）

平成30年4月16日（月）

【岩下入札制度企画指導室長】 定刻となりましたので、ただいまから平成30年審議第3回基本問題小委員会を開会させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、お申しつけください。

冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会には、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開とされております。

これより議事に入らせていただきますが、1点、マイクの使い方についてご説明をさせていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、ご発言が終わられた後は、再度ボタンを押していただき、赤色の光を消していただくようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は、大森委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大森委員長】 それでは、お手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきたいと思います。まず、資料1について事務局からご説明をお願いします。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、早速でございますが、説明いたします。資料1をご準備ください。リスク発生時における手戻り防止のための方策についてでございます。まず、1枚おめくりいただきまして、これまでの経緯でございますけれども、この手戻り防止の関係につきましては、ちょうど2年前、基本問題小委員会を開催した際の間取りまとめで一部記載がございます。1ページ目の真ん中がございますが、現状と課題のとこ

ろでございます。建設工事は事業期間が長期にわたる。地中の状況、近隣対応など施工上のリスクが発現する可能性がある。こういったリスクにつきまして、関係者間で情報共有、事前協議等を行うことなく、契約を締結してしまいますと、いざリスクが発生した場合に工期等々について調整が難航して円滑な工事の施工に支障を来すおそれがある。

こういった現状、課題認識のもと、この対応の方向性としましては、下の下線部でございますが、工事請負契約の締結に先立ちまして、あらかじめ受発注者間で協議しておくことが必要と考えられます施工上のリスクに関する基本的な考え方、協議項目等に関する枠組みを指針、ガイドラインとして取りまとめましょうということが提言された経緯がございます。2ページ、その概要でございまして、飛ばします。

3ページ目をごらんいただきますと、この2年前の中間取りまとめを踏まえまして、民間工事指針と呼んでいますものをつくっております。中間取りまとめの提言に沿いまして、3ページの上のところでございますが、請負契約に先立ちまして具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図る。リスク負担について適正に協議を行うことが必要である。そういった指針の趣旨のもと、下に具体的な協議項目が書いてございます。12項目でございます。地中関係、設計関係、資材関係、周辺環境等々でございますが、こういった協議項目について、この真ん中のところでございますけれども、施工上のリスクに関する協議を行って共通認識を持った上で請負契約を締結していきましよう。そういった趣旨での民間工事指針をまとめまして、行ったり来たりで恐縮ですが、上の箱のところの矢印でございます。平成28年7月14日に策定しまして、関係の団体に通知をしたといった経緯がございます。

この手戻り防止のための事前の情報共有につきましては、4ページにも書いている2017+10におきましても、その生産性向上の観点から4ページと、あと5ページにそれぞれ手戻り、手待ちをなくすといった観点から記載がされているところでございます。

もう1点、ご紹介させていただきますと、6ページでございますけれども、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン、これはこれまで第1回、第2回でもご紹介させていただきました。このガイドラインにおいても、2.の(4)、左側でマーカーをしておりますが、そこで受発注者は工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化していきましようといったことが書かれております。これは、いざ工事実施後に施工上のリスクが生じてしまいますと、その調整に時間がかかってしまって後工程にしわ寄せが生じるだろうと。その場合、どうしても後工程で長時間労働が発生してしまうということ

で、前のページでは生産性向上の観点から申し上げましたが、働き方改革の推進の観点からも、こういったリスクの情報共有が大事だろうということがうたわれたところでございます。

もう1点、手戻り防止という意味で7ページをごらんいただきますと、もう一つ、資料を準備したのがBIMの関係でございます。これは一例で、直轄の営繕工事の生産性向上の取り組みについてでございますが、その中で、②で納まり等の調整の効率化とありますが、そこでBIMの活用促進といったことがうたわれております。具体的には7ページの下側ですが、精度の高い3Dの図面によりまして施工部位の、例えば躯体と配管とか、そういった干渉のチェックを容易にできる。そういったBIMの特徴がございますが、そういったBIMを活用する上でさらなる課題があるかどうかといった点がございます。

以上、非常に簡単でございますが、8ページをごらんいただきますと、本日、検討、ご議論いただきたい視点を2点挙げております。1点目が冒頭ご紹介しました民間工事指針、適正工期ガイドラインといった中で施工上のリスクに関する受発注者間での情報共有といった取り組みが記載されておりますけれども、今後、生産性向上とか働き方改革の観点から、さらにこういった取り組みを進めるための環境整備、こういったことが必要かといった点と、もう1点、こういった内容、ガイドライン等々で進めてきたわけでございますが、こういった内容について法令とか約款で位置づけることについてどう考えるかといった点が1つ目の視点でございます。

もう1点、手戻りの防止ということで、先ほどBIMの活用等をご紹介させていただきましたけれども、こういったことをさらに進める際の留意点、特に法制面での留意点等について、あるかないかといった点をご議論いただければと考えております。

冒頭、私から、雑駁でございますが、説明は以上でございます。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

この件に関して、続きまして蟹澤委員からただいまの説明事項に関して、BIMに関する問題意識なりご意見等いただいておりますので、ご発言をお願いできればと思います。

**【蟹澤委員】** ご指名いただきましたので説明させていただきます。別紙で私の提出資料というのを1枚、三角形の絵をかいたものが添付してございます。BIMについては、私、この1年間で、あとアメリカ、イギリス、シンガポール、ベトナム、マレーシアあたりを、実態を見てきまして、その中で知ったことを今日お話ししろということでしたので少し、5分という時間ですが、お話をさせていただきます。

まず、BIMについてですけれども、ご存じのようにBuilding Information Modelingで、この三角形の絵は、イギリスの政府関係の文書に出てくるBIMという内容の目標をしっかりと定めようというところに出てくる絵でございます。これで言うと、今までの二次元のCADというようなものはBIMで照らし合わせて言うとレベルゼロ、もうBIMではないということ。それから、レベル1というところは、3Dというのも書いてありますが、単なる絵として三次元になったものはBIMと言うには、まあ、BIMではない。でも、一応、レベル1ということにしておこうという程度の位置づけになっております。

2以降をBIMと呼んで、最後のレベル3というのは本格的なBIMと呼ぶのですが、BIMと呼ぶには三次元の画像というか、図面の情報に加えて、次、4Dというときには時間概念、工期の概念が入っていると4D、それから、それにコストの概念が入っていると5D、それにメンテナンスとか、そういったもの、維持保全に使える情報が入っていると6Dとか呼ばれていて、基本的には4D以上をBIMと呼ぼうと。ですから、今は決して揚げ足取りではないのですが、きれいな図面で干渉チェックというあたりは、まだBIMの4Dと5Dの概念が入っていないところというような位置づけになっております。

このBIMというのは、アメリカでもイギリスでも、その他アジアの国でも、要するにこれは位置づけとしましては、この画像を使って云々というよりも、これを使ってプロセス革命、建設生産プロセス革命をしようというような手段として用いられているものでございます。要は、手戻りをなくして早い段階にしっかりと情報を決めていくというようなことで、それはアメリカで言うと、それはIPD—Integrated project deliveryと呼んでいるのですけれども、フロントローディングという言葉は、その中に入っております。ですから、プロジェクトの早い段階から設計者だけではなく、施工者とか専門工事会社に入ってもらって、それぞれの知識を早く発揮して設計を確定させていって、施工段階でも手戻りのないようなものを最初からつくり込んでいく。そのためにBIMを利用しようというようなことになっております。

先ほどのBIMレベルで言いますと、レベル2というのは、そのそれぞれの専門主体が、それぞれにBIMを使う。それから、レベル3になると、これは例えばクラウド上に1つの建物のモデルを置いておいて、専門主体が皆その1つのモデルをいじくりながら設計を進めていく。ですから、そうなる本格的に、実際に建物をつくる前にバーチャルの世界で建物ができ上がるというような世界になるのですが、それをイギリスは、これは政府目標として2016年までにBIMレベル2を公共事業では完全に普及させるのだという目

標を持っております。ただし、この間、見てきましたら、それを100%達成されているわけではありませんが、NBSというところが調査した結果によりますと、既にBIMは60%くらいのところが活用していて、今後3年以内くらいも含めると95%くらいがレベル2くらいのところではやるのだということになっている。

それから、ベトナムやアジア諸国でも、このイギリスの方針を見習って政府、公共発注に関しては2020年までにBIMレベル2という目標をベトナムとマレーシアは掲げております。それもかなり強烈的な目標で、総理大臣、プライムミニスターをヘッドとするような会議体で、そういう目標を出したのだというようなことを聞いてまいりました。とにかく大事なのは、そのようにプロセス革命をするということ。私たちが調査に行きますと、向こうは、我々は日本を見習ったのに何で調査に来るのだという言い方をするのですけれども、例えばイギリスのIBTというのは、日本のゼネコン型の専門工事会社も巻き込んで、基本的にデザインビルド、設計施工でやるようなスタイル。後のほうでゼネコンが悪いのか、専門工事会社が悪いのかというような紛争が起きたり、設計の不具合というのをなくしていきましよう。それはなるべく早い段階に、しかも、彼らはトヨタ生産方式というのもその中に入れていまして、1つのプロジェクトごとにビッグルーム、日本で言う大部屋をつくりまして、そこに関係者が集まってプロジェクトを進めていこうというようなことをやっております。

イギリスに関しましては、1990年代から、94年にレイサムレポートという建設産業を革命しようというような方針が出されておりますけれども、今のBIMを活用してプロセス革命をしようというようなことも、その延長上に位置づいている明確な戦略だと聞いておりました。ただし、BIMもこのようにするには相当強い何らかの、国等のリーダーシップが必要で、メンテナンスに使うためには当然、その中に製品情報や何かを入れなければいけないので、そういったものの標準化でありますとか、建物をどういうふうに電子情報として分割して管理するかとか、いろいろなことが入ってまいります。ただし、問題があるとすると、日本はまだまだ、最近かなり大手ゼネコンさんを中心にレベル2に近いことを始めてまいりました。だけど、日本は世界的に見ると非常に導入は早かったのですけれども、このように戦略的に2、3というレベルを設定して持っていくということに関しましては、残念ながら少しおくれを取ってしまって、最近、急速に挽回しているというような段階にあるということ。

それから、このフロントローディングというのは非常にいいことなのですが、例えば公

共工事でやろうとすると、早期に施工者を決めて設計から参入していくということが、現状で言うと談合のような問題になってしまうので、それをやるにはやっぱりいろいろな制度を変えていかなければいけない。だけど、世界はそういう方向でやっているということがあるので、そういったところのあたりの検討課題を整理して、これはおくれを取らないためにも早急にこういったことの検討を進める必要があるのではないかなというようなことです。済みません、時間を少しオーバーしましたが、以上でございます。

【大森委員長】      ありがとうございます。

続きまして、大嶋委員から日建連さんにおける民間工事指針やB I Mに係る取り組み、課題についてお話をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【大嶋委員】      先ほど事務局からお話がありましたように、国交省様から2016年に民間工事指針が策定されたことを受けて、日建連のほうでも続いて民間工事指針の活用方策というものを取りまとめました。その民間工事の適正な契約条件確保、形成を徹底していく旨を理事会、日建連の理事会にて決議し、会員企業を挙げた取り組みを展開しているところでございます。それで、今日、お手元にこの少し薄いクリーム色のパンフレットをお配りしておりますけれども、日建連では、発注者向けの「民間工事指針に基づく連携協力・事前協議及び適正な工事請負契約締結のお願い」に関するパンフレットを作成し、本指針の理解促進に取り組んでいるところでございます。

パンフレットの中を開いていただきますと本指針における協議項目リストの表がございしますが、この表のピンクで着色された部分は日建連として標準約款におけるリスク分担の考え方を整理し、加えた部分でございます。また、最後の頁の裏表紙部分に標準約款等に関する注釈が付されております。このうち、1点目の中建審民間約款及び2点目の民間連合約款において、本指針上の発注者との協議項目がどのようなリスク分担になるのかという点について、パンフレット内の表で取りまとめられております。民間工事における発注者とのリスク分担に関する問題は、長らく我々の業界の課題としてあったものでございますけれども、受発注者間における契約条件の協議の場において、こういった指針的なものが用いられる場面は非常に少ないものでございまして、民間工事における受発注者間の適正な契約条件確保・形成に役立っていない状況であり、今後、本指針を更に普及させていきたいと思っております。さらに、先ほどの資料、事務局からの話の中の検討の視点の中にご覧のように、本指針の活用に関する環境整備、法制度面での政策誘導が進められますと、本指針の浸透が実務面でも進むものと期待しております。

以上が民間工事指針に関するものでございます。

あと、2つ目のB I Mのことに关しましては、先ほど蟹澤様から全体的なことはお話がありましたので、私どもからは建設現場の施工管理実務の現況として申し上げますと、特に建築系におきましては、施工者の生産性向上を一部阻害する要因として、建築の問題として意匠、構造、設備の各設計図を整合させるための総合図の作成であるとか、工事着工後の仕様変更に伴う図面や見積書の作成、その承認手続にほんとうに相当程度時間を要しているのが現実でございます。これらの作業にB I M、施工情報を集約して総合図の役割を担わせて、各工種、先ほど言った意匠、構造、設備を踏まえて干渉のチェックとか、納まりの確認、それから、工事関係者の合意、共通の認識、施工シミュレーション等を円滑に行えば、大幅に先ほどの阻害する要因が改善されると思っております。

土木については、建築のほうから見れば少し遅れ気味ではございますが、過密配筋の問題であるとか、ダム工事であるとか、こういうものでC I Mの活用が進められているという状況でございます。全体にB I M、C I Mの適用事例は広く行われている段階ではまだありませんが、その実施されている現場においては、現場の担当者が業務時間及び生産性が相当向上したという認識を持っておりまして、今後は工事関係者でB I Mを標準管理ツールとして普及させることによって、先ほどから出ております働き方改革であるとか、生産性向上に実質つながっていくものだと期待しております。

また、先ほどの蟹澤様の話の中から、フロントローディングであるとか、E C Iという言葉が出てきておりましたけれども、我々、建設業界において、歴史的に考えますと、直営の時代から高度化されて、いろいろな作業が分割してきて契約内容等が複雑化している中で、フロントローディングとかE C Iというものが大事だという風潮にあると思うのでございますけれども、そういう意味でもこういうB I M、C I Mが活用されて、フロントローディング、E C Iに関して力を発揮していけるよう、考えていかなければならない大事な問題だと思っております。

以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方々も含めてご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。どうぞ。

【仲田委員】 不動産協会でございます。民間工事における手戻り防止のための方策について、民間発注者の立場から一言申し上げたいと思います。民間工事指針に書かれてい

るとおり、民間工事、適正な施工を図り、手戻りを防止し、生産性を向上させるためには、請負契約に先立ち具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図り、リスク負担について適切な協議を行うことがまさに必要だと思います。ただ、公共工事における発注者は、その技術者が設計、積算、工事管理などに専門的に関与する、いわばプロと言えるのに対して、民間工事の発注者は個人や一般事業会社が大半であり、工事に関する専門知識、経験などもさまざまな上、公共工事のように専門技術者を置いて緻密な積算に基づいて予定価格を決定するというプロセスも法定されておられません。

また、大口発注者であったとしても、みずから現場で施工した経験はないわけで、一般的に建設業者に比べれば専門知識、経験が少ない、いわば素人、アマであり、何が手戻りや工期、コストのアップにつながるのか、建設業者ほど十分にはわかっていないのが現実だと思います。したがって、施工上のリスクに関する協議を行う大前提として、プロである受注者からアマである発注者に対して、そのレベルに応じて十分な説明を行い、プロ、アマ間の情報の非対称性をできるだけ小さくしておく必要があると思います。そして、説明の内容としては、施工上のリスクの項目としてどんなことがあり、それに関連して発注者でしか知り得ない重要な情報は何か、発注者が事前に専門業者を使って調査を行った結果を知らせるべき、または知らせることが望ましい情報は何か。施工に関連して発注者が決定や実施をしなければならない事項にはどんなことがあり、おのおのの期限はいつなのか。万一、リスクが顕在化した場合に工期やコストにどんな影響を及ぼし得るのかなどが考えられると思います。

また、こうした説明に基づき、関係者間で協議を行った結果については、リスクが顕在化した場合の原因、すなわち発注者側か施工者側か、不可抗力によるかに応じて工期の延伸やコストの増加を誰が負担するのか、その時点で協議を行うことが定められているだけで、あらかじめはっきりとは決まっていない部分はどこなのかなど明確化することが望ましいと思います。民間工事指針や適正工期ガイドラインでは、工事実施前に情報共有を図り、おのおのの役割分担やリスク分担を明確化すべきことを抽象的に定めたり、具体的な協議項目をリスト化、例示しているだけですけれども、これを一步進めて請負契約の締結に先立ち、説明や協議のプロセスをどのように経るのが望ましいかを具体的に指針、ガイドライン等のソフトな形で定め、これを実行すれば現場に必要以上の負担をかけることなく、後日の手戻りやトラブル回避に役立つと思われます。

また、こうすることにより受注者側の営業担当者が、とにかく早く受注実績をつくりた



いがゆえに、将来、発注者にとってコスト増加につながるリスク説明を省略して契約してしまい、後々トラブルが発生するという、よくありがちなリスクの回避にもつながることとなります。

以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 全建の伊藤でございます。今のお話にも通じるのですが、受注者、発注者間には、できるだけ項目ごとに、いろいろ協議すべき項目がある中で、ガイドラインだとか指針だとか、そういったものをより強力でしっかりしたもので定めつつ、考え方が世の中の、発注者、受注者、それぞれこういったことであればもっともだなと思われる点については、できるだけ具体的に示していただきたい。発注者、受注者間の調整が基本的なガイドラインなり、あるいは指針なり、そういったものに沿いながら進むような方向を、できるだけ詳しく書いていただければ調整が円滑にいくと思います。例えば境界確定みたいな話だとか、再開発に当たって既存建物の購入だとか権利調整だとか、そういった建設工事の、ある意味で前提になるようなことについてはきちんと発注者の皆さんが民間工事についてもやっていくというのが基本形になるのかなというふうに、常識的に考えれば思うんですね。

それからまた、工期の関係でいけば、どうしても急ぐ仕事を発注者の皆さんが出される中で、土日もやらないといけないことになる。工事の種別に応じて夜中も対応しないといけないような特殊な工事もあるかと思いますが、そういったものについて近隣対策がどうしても出てくるとすれば、そういった工事についてみれば、必要となる近隣対策はやはり基本的には工事を出される発注者の皆さんがカバーする分野かなと思うんですね。もちろん、業界サイドのほうで、受注者サイドのほうで負わないといけない分野もあるかと思いますが、ただ、基本的なその合意ができるところをできるだけ具体的に、しかも、しっかりしたレベルで定めていただいたほうが、これからの民間事業者の方も含めて、発注者の方も含めて調整が円滑に進むのかなと、そんなふうに考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【高野委員】 北海道大学の高野ですが、少し論点が変わりまして、公共工事、官庁工事なのですが、最近、自治体でのECIの導入というのが結構出てきておりまして、その

お手伝いをしているところなのですけれども、市役所の建てかえ等々でE C Iを導入するという目的は、その手戻りの防止だったり、コストのカット、工期を早めるとか、そういうこともあるのですが、もう一つは、建設業者、ゼネコンさんが請け負ってくれるところが場合によってないというような状況もある中で、早期の段階からどこかが請け負ってくれるというところ、自治体としては確約したいといったようなことも含めてE C Iというのは導入されているわけなのですけれども、しかしながら、詳細設計の段階でゼネコンを決めるということは、仮決めということにはなるわけなのですけれども、その費用だとか、いわゆるそういった従来の入札方式においてはなかなか決めがたい状況の中でゼネコンを決めなくてはいけないというようなことが発生しておりまして、自治体としては、その辺、非常に悩ましい状況を持っている。

どういふふうに進めたいのかということだったり、それから、その後、コンサルタントとゼネコンの間でもいろいろな協議をしながら進めていくわけですが、そこでもし何らかのトラブルだとか、意見の相違だとか、そういうことがあった場合のレフリーは一体どういふふうに進めたいのかとか、あるいはその後、実際に施工に至る段階で、そのゼネコンさんの再契約といいますか、施工者としての契約というものをどういふふうに行くかということですね。その辺が公共事業ということになりますと、公明正大な方法ということが求められるわけで、その辺が非常にまだグレーな段階で、結構、実態としては自治体においてE C Iが、特に営繕工事において進んでいると思いますので、その辺についてはやはり制度的にも少し確定、自治体がやりやすいような形の制度を提供していく必要があるのではないかなということでございます。その辺もご検討いただきたいということです。

以上です。

**【大森委員長】** ありがとうございます。さまざまなご意見、ありがとうございます。

ほか、いかがですか。古阪委員、どうぞ。

**【古阪委員】** まず、今のE C Iということばは非常に危険なんですね。ほとんどルールがわからない。もともとE C Iなんていう方式はありません。設計と施工がどこまでかぶさって一緒にやるかというだけの話なんですね。そのルール（業務の分担範囲）を誰が決めるかという、本来、発注者が決めるのですけれども、地方公共団体においては、その力がない。そうすると、本省なり国が制度としてのルールを決める必要があるのか。あるいは民間の工事団体と設計団体、発注者が一緒になってルールをつくるのか、その間

題なんですね。もう一つ、これは先ほど蟹澤さんがおっしゃったBIMの話ですが、日本のゼネコンもBIMに関して大変な能力を持っています。ただし、スタンドアロンで自分たちの会社の図面と仕様、コードでつくる。しかし、その日本のゼネコンがシンガポールでは、共通のBIMをつくるべくシンガポールのBIM開発を先導しているんですね。

つまり、簡単に言うとA社が日本でやっているスタンドアロンのBIMとシンガポールでやっている共通のBIMは全く違う。各社ともシンガポールでは共通のBIMをつくる努力をしている。そして、それらは自覚されています。日本と何が違うかという、やはり制度なんですね。つまり、標準化とか共通化、そういうことが日本では全くフリーになっている。だから、日本のその種の開発で言うとCALS-ECが、土木のほうでは少し推進されましたけれども、建築は全く進まないままに終わった。それから、コード化総プロって、今から20年ぐらい前に起こっているのですけれども、それも全く進んでいないですね。こういう状態の中でBIMなんていうのは、できっこないですよ。国を挙げてはね。ただし、企業同士ではできます。ところが、この次の話題が商品化でしたっけ、工場生産云々、これは工場生産を国内だけのマーケットでやるならいいのですけれども、国際的な競争で言うと明らかに、そのコード化とか標準化ができないと負けてしまう。完全に中国から製品が入ってくるようになりますよ。

そういうような意味で言うと、今日の議論というのは、個別の議論というよりも、もう少し制度をどうするかということが非常に重要なんですね。恐らくこの基本問題の中で議論すべきことなのかどうか分かりませんが、そこに私は非常に大きな危機感を持っています。そういうようなことで、先ほどのBIMの話もそうですし、さっきおっしゃったようなECIがどうのということも、やはり日本としては伝統的にいろいろ工夫したい方法でやってきたんですが、それが海外に出て行って、ブーメラン効果で、あたかも外国で開発された手法のごとく見えているわけですね。しかし、もう少し日本の制度というものを見直して、いかに外部に発信できるか。その検討はやらないといけないのだろうと思います。ちょっと言い過ぎもありますけれども、私はそこに非常に大きな危機感を持っています。

**【大森委員長】**      ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

**【小澤委員】**      議論の方向性としては、今、皆さんがおっしゃっていただいた方向と共通なのですけれども、民間の事業者、発注者にとって情報の非対称性を解消するためには、

受注者から丁寧な説明が必要だというのはそのとおりですが、多分、それでは足りなくて、発注者側に技術的な支援を提供できるサービス環境をちゃんと整えてあげる。PMであるとか、CMであるとか、発注者に対して受注者と対等に議論できる環境を、そういうサービスが一般の社会の中で活用できるような状況をつくっていただけるような、そういう環境を整備していくということなのかなと思います。

加えてBIMについて言うと、今までのお話では生産性向上の現場でインフラをつくるために、それをどう活用するかという視点を強調されていましたが、最終的にはBIM、あるいはCIMを有効に活用できるのは民間も公共も含めて、発注者、或いは、インフラの管理者です。実際にイギリスでそのBIMの推進を担当されている方のお話を聞いて思ったのは、クロスレールであるとか、ハイスピード2であるとか、鉄道事業者であるインフラを管理している人たちが、こういうモデルを活用することで将来の管理、運営が効率的にできるというところのメリットを強く主張されています。ですので、実際に現場でつくる人たちの関係者間で情報共有して、生産性を上げるというだけではなくて、さらに、インフラの管理者、あるいは民間の発注者にとって、このモデルを上手に活用することが社会全体のメリットになるという意味で、国が政策を打ち出していただければと思っています。

【大森委員長】      ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。私から1点だけ、法的な観点で言うと、例えばBIMなどは誰の責任でつくるのか。もし間違えたとき、誰が責任をとるのだという問題というのは、いつも意識しておかないといけないと思います。それが1点。

2点目が意匠、構造、設備の整合性の問題ということで、BIMの問題が出ているような、気もするのですが、もし整合性がとれないというのであれば、それは設計ミスになり得ます。これは逆に言うと設計の精度、密度の問題にも関係しますので、この点について、一度整理されたほうがいいかなと思います。

それから、3点目が責任とも関係するのですが、このBIMをやる場合は、例えば設計事務所にしても、施工会社にしても、大会社と小さな会社の能力の問題もあり、全ての会社を対象になるわけではないだろうと思われるため、BIMを採用する場合、プロジェクト限定などのルールが必要かもしれないということも考えられます。以上3点だけ、少し補足説明をさせていただきます。

ほか、いかがでしょうか。それでは、続きまして次の議題に行きたいと思います。資料

2について、事務局からご説明をお願いします。

【菅原建設業政策企画官】　　続きまして、資料2でございます。工場製品の活用に向けた環境整備の資料をご準備ください。これも資料1の議題と同様、少し経緯のある案件でございますが、1ページに基本問題小委員会の前回のときの中間取りまとめの記載がございますが、詳細については資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。資料2の2ページ目です。基本問題小委員会中間取りまとめの28年6月のときの参考資料でございますが、箱のところを読み上げますと、建設生産物の高度化・多様化、あるいは工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設生産における工場製品の割合が増加している。現場施工の割合が縮小している。そういう意味で工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている。

一方で、建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されていないといった実態がございます。言いかえますと、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合には、当該工場製品の製造企業に対して建設行政として何ら指導監督やペナルティを科すこともできない現状があるということで、当時の取りまとめでは、工場製品の品質確保を図るために工場製品の製造企業に対して一定の制度的関与を設けることについて検討を進める必要があるとされた経緯がございます。

こういった中間取りまとめを受けまして、さらに3ページ目でございますけれども、2017+10におきましても、3ページ目の真ん中でございますが、良質な建設サービスの提供ということで、特に建設生産物の一部を構成する工場製品の質を高めるといった観点から、具体的な記載がございまして、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において工場製品製造者に対して再発防止等のために報告徴収とか勧告等の制度を創設するといったことが提言として盛り込まれた経緯がございます。4ページがそのときの参考資料でございます。

5ページをお開きください。そもそもこういった工場製品についてのアプローチを検討するに至ったきっかけでございますけれども、落橋防止装置の溶接不良といった事案がございました。5ページの事案のところをごらんいただきますと、阪神・淡路大震災以降、そのときにいろいろと落橋、橋が落ちるといった事案があったことから、その耐震補強工事として落橋防止装置をつけようといった取り組みがされてまいりましたが、その耐震補強工事に使用された落橋防止装置の部材に溶接不良があったといった事案でございます。

左側をごらんいただきますと、その落橋防止装置を、実際に最後、設置するこのピンク

色の工事の受注会社があるわけですが、それとは別に落橋防止装置を製作していた、この黄色の製作会社がございます、そのとき困ったのが、やはり建設会社に対しては原因究明のために報告を求めたり、監督処分を行えるような規定はあるのですが、こういった製造会社に対してなかなか報告を求めたり、アプローチすることができない。そういった課題が出てきたわけでございます。こういった事案も踏まえて、これまでの検討がなされたといった経緯がございます。

6 ページでございますけれども、翻って今後、工場製品活用がどうなっているかといった点でございますけれども、左側にありますような工場製品を活用する、さらにそういった製品の大型化といったことが土木分野でも検討がされております。このボックスカルバートとか護岸ブロックの大型化といったことがございますし、左下、建築分野、官庁営繕においても施工の合理化を図るといったことからプレキャストの採用といったものが取り組まれております。また、右側ですけれども、そういったプレキャストの製品の進化といえますか、その新工法の採用ということでハーフプレキャストの促進等々が取り上げられたところでございます。

この工場製品の関係については、7 ページでございますけれども、既に第1回の委員会でもご意見をいただいております。簡単にご紹介しますと、7 ページの上の丸ですが、工場製品については売買契約である。基本的に建設業法、請負契約を対象にして法律を構成されておりますので、こういった売買契約の工場の生産側というのは業法の対象外である。そこで何か不具合が生じると業法ではカバーできないといったことを指摘されております。また、2つ目の丸ですけれども、将来を見据えて工場製品に切りかえるような仕組みも考えていく必要があるのではないかとといったことも指摘がございました。

少し法制的な観点で言いますと8 ページでございますけれども、今のPL法の適用がどうなっているかといったことを少し事務的に整理しております。8 ページの上の丸ですが、製造物責任法、いわゆるPL法についてでございますが、基本不動産は対象外であるのですが、こういった引き渡し時点で動産であったような工場製品については、1つ目の丸の最後の行ですけれども、製造業者等が製造物責任を負う可能性はあるということで、言いかえますと、その製造物責任法の規定によりまして損害賠償請求といった、先ほどのケースで言いますと元請とその工場製品の製造会社間の個々の民事上の損害賠償をどうするかといった事案の解決はPL法で一定程度できるのではないかと分析しております。一方では製造業者に対して、では、そういった工場製品、不具合があった工場製品をほかに出荷

しないとか、工場製品の生産プロセスを見直すとか、そういった再発防止策を講じるといった点では、そのPL法だけでは少し不十分なのではないかといったことを考えている次第です。

9ページですが、これはご参考になります。ちょうど4年ほど前に建築基準法が改正されまして、建築材料の製造者に対して建築基準への適合を高めるといった観点で、その建築材料等の受け取りとか引き渡しの状況に関する報告徴収の規定が置かれた。比較的最近、4年前にそういった法改正がされた経緯がございます。こういったことも参考になるかなと思っております。

最後、10ページでございますけれども、これまでの経緯でご説明いたしました基本問題小委員会の中間取りまとめとか、2017+10での提言、こういったものも踏まえまして、また別途ご紹介しました直轄工事をはじめ、今後、建設工事においてますます工場製品活用が増加するだろうといったことも見据えて、+10でも具体的な記載がございますけれども、工場製品に起因して不具合が生じた場合のその製造者への再発防止のための対応を行うための具体的な制度設計といったものを検討する必要があるのではないかと考えたことを視点として挙げております。また、建築基準法の適用の有無とか、土木工事と建築工事で特性の違いといったのは当然あるかなと思っております、そういった中でも制度構築といえますか、できればと思っておりますが、その際、留意すべき点があるかないかといった点も含めてご議論いただければと考えております。

事務局から、説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

続きまして、大嶋委員より日建連さんにおける工場製品の活用に係る取り組みをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大嶋委員】 この工場製品につきましては、土木の分野と建築の分野で様相がかなり異なりますので、まず土木のほうでございますが、土木のほうで工場製品といえますか、プレキャストのものが一番使われているものは、一番わかりやすいのは、この先ほどの資料にありますけれども、いろいろなブロック類、それから、大きな工事ではシールドの工事のセグメント、これはもう非常に盛んに使われているということでございます。

ただし、橋梁の工事であるとか、大型のボックスカルバートというものは標準化というか、これは工場製品という表現は正確ではありませんが、プレキャスト化を進めるトライが何回も何回も歴史的に行われましたけれども、わかりやすく言えばコスト面での優位性

がなかなか皆さん、関係者の総意が得られないということで現場への普及が進んでいないというのが現状だと思います。ですから、ぜひこういった面では政策的な判断から、公共工事にプレキャストの導入が図れるということを期待するものであります。

一方、建築のほうは、皆さんご存じのように土木のほうに比べれば相当工場製品、プレキャスト化というものが進んでおりまして、さらに最近では柱をRC構造、梁をS造とするというようなハイブリッド構造の展開など、さらなるプレキャスト化が進展している状況にあるというところでございます。今、それが現状でございます。それと、前回の議事録というか、資料にもありますけれども、工場製品というものとプレキャストというものを区別して考えなければいけない。請負契約に含まれ、施工者が制作に関するプレキャスト製品、いわゆる規格品と、売買契約によりメーカーが制作した既製品の区分が難しく、キーワードとしては性能規定というものと仕様規定というものを十分認識して、それらの責任所在を明確化したうえで、進めていくものだと思っております。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方々含めてご意見等ございましたらどうぞ。よろしいですかね。ないようですので、私から一、二点だけ。10ページの検討の視点の例なのですが、工場製品の活用が増加することによって制度設計を検討する必要はないかですが、私はあると思います。それはなぜか。当然のことで、工場製品の活用が増加することは、例えばですけども売買が増える。売買が増えるということは業法の適用外が増えてくるということ。ということは、業法が空洞化していくということなんですね。建設産業において業法が空洞化していったら、それでいいわけがないので、何らかの対応を検討する必要は大ありだろうと思っております。

それから、もう1点、工場製品が増えるということは、実は製品の品質に関してはブラックボックス化が進むということに留意していただきたい。要するに現場でつくっている分には、1つ1つ組み立てていくのでわかりやすいのですが、製品となってパッケージできてしまうと、その生産プロセスがわからない。この生産プロセスをどう透明化するかというのは、実は結構重要な問題だとは思っています。

以上2点だけ、少し私からご意見を述べさせていただきました。

古阪先生、どうぞ。

**【古阪委員】** 関連で、全く同感なんですけれども、もう一方で既にカーテンウォールはほとんど、中国のほうから入っていますよね。それから、設備備品関係も入っている。



こういうことが、今の状況でどういう実態となっているのかという確認をしないとイケないと思います。そういうことから言うと、今後、さらに日本のマーケットが縮小しますから、工業製品が日本でつくられるというよりも、むしろ外国から入ってくるということなんです。ですから、今、委員長がおっしゃったチェックの仕方というのは、単に国内の問題でなくて、水際の問題でもある。それから、それが入った場合の責任の問題、そういうようなことから言うと、先ほどの制度もそうなのですけれども、海外との関係では、制度としてはISOで共通になったはずなのですけれども、必ずしも実態ではそうになっていない。そこも含めてやはり検討をしていただきたいと思います。この辺も大変危なっかしい状況になりつつあります。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【高野委員】 よろしいですか。

【大森委員長】 はい。どうぞ。

【高野委員】 北大の高野ですが、ISO9000の考え方でいきますと、下請管理も外から買ってくる、工場製品を買うのも同じような購買管理ということになっていて、元請側が全てそういったものをきちんと試験をしたり、あるいは会社の信用度をきちんと定義した上で購買していくという考え方になるので、まず1つは、やはり元請としての責任というか、そういうものをやはり明確にしておくべきではないかなと、建設業者としてですね。ただ、一方で、では、かなり専門的なものについて建設業ではないから、その建設業法の指導だとか、そういったものの適用を受けないということについては問題があるでしょうから、それについては法的な指導等々ができるようなやり方というのは考えるべきだと思うのですけれども、やはり一義的には責任は元請にあるというようなことをきちんと明確にしておく必要も一方であるのではないかなと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかは、よろしいですか。

【蟹澤委員】 蟹澤です。直接はこの業法の管理の問題ということよりも、生産性とか、そっちの問題ですけれども、やはり部品とかプレキャストとかといったときに、先ほど古阪先生もおっしゃいましたけれども、日本でプレキャストが高くなるみたいな話も、これはいわばほとんどが特注品、1品、1品違うという、土木くらいにスケールメリットがあ

ればいいのですけれども、基本的に建築などは特注品になってしまうという、それに対して、今、外国で、イギリスとかアメリカ、それぞれが覇権をとろうとしていますけれども、各部品がコード番号などでくれるようになるという世界。要するにそのコード番号である程度の仕様がわかる世界と1個1個全部ディテールまでプロジェクトごとに決めなければいけないという世界で、その辺の違いというのが出てきているというのが1つ。

もう一つは技術的なことですが、何かプレハブ化とか、工場製品化という、プレキャスト化とか、そういう発想に日本はなりがちなのですけれども、世界の建築現場を見て歩いていますと、アジアへ行っても、アメリカへ行っても、ヨーロッパへ行っても、今ほぼ、日本以外は全部ほぼ同じ景色になりました。それは具体的な製品名で呼ばれてしまうのですけれども、例えば日本以外の全ての国は、型枠はD o k a とか、ペリーとか、もうオープンな部品、これを使って選択を扱ってというようなやり方をやっています。そうやって同じようなものを使ったから、四角四面のつまらない建物ばかりになるかという、今、B I Mなどでデザインすると、どんな形でもできる。

躯体はほぼ同じだけれども、表面のデザインはものすごく多様性があるということになっていまして、そもそも日本の型、特に建築の型枠工法というのは、日本独自、日本以外で私は見たことがありませんけれども、完全にガラパゴス化しているというか、日本独自で、しかも、かなり職人依存型のシステムになっているということがあるので、合理化とか工場化とかと考えたときに、全てが特注品のプレキャストという世界ではなく、そのコード分けされたような、かといって買ってきたものを組み合わせれば建物になるわけではないのですけれども、そういうコード化、分類されたようなプレキャストという世界と、もう1個はその中間にあるようなオープンな工法といいますか、世界で普及しているような、そういうやり方がある。そういったところも考慮する必要があるのかなと思いました。

以上です。

**【大森委員長】**      ありがとうございます。

ほかは、よろしいでしょうか。それでは、次の議題に進みたいと思います。資料3について、事務局からご説明をお願いします。

**【菅原建設業政策企画官】**      それでは、盛りだくさんで恐縮ですが、次に資料3についてでございます。市町村など公共発注者による平準化等の取り組みの強化のための方策でございます。冒頭、例によりまして1ページ目で+10の抜粋をつけておりますが、この平準化については、+10においては2つの観点、1つは働き方改革の観点、もう一つが生

産性向上の観点の2点で記載されております。

2ページ目にもう少し詳しくつけておりますけれども、これが+10の抜粋の資料でございますが、真ん中の表、よくごらんいただくことのある表だと思いますが、改めてご説明いたしますと、どうしても今、建設工事、この月別で見た場合に相当、工事の波があるということで、閑散期と繁忙期の差がある。特にこの赤い線の公共のところが少し目立っておりますけれども、それは翻ってみますと、ここに、真ん中に書いていますが、技能者の立場で見ると、閑散期は仕事が少ない。また、繁忙期は休みがとれないといった課題があるということで、働き方改革の観点からの課題があるといった点。また、受注者、建設会社の観点からしても、繁忙期は管理技術者が不足してしまうとか、あるいは逆に閑散期は人材とか機材が余剰になってしまうとか、そういった生産性向上の観点でも課題がある。両方の解決という意味でも施工時期の平準化は大事だろうと考えているところでございます。

この平準化についてですけれども、これまでの経緯を少しご紹介いたしますと、3ページ目でございますが、担い手3法といったものが大体4年前にできまして、前回、成立したわけでございます。その中の品確法改正とこの上の丸のところでございますが、その中の特に運用指針というところで平準化の記載がされているところでございます。4ページ目をごらんいただきますと、この運用指針というのは、27年1月にできた指針でございます。上の箱をごらんいただきますと、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるように共通の指針として、公共の発注者ですね。公共発注者の共通の指針として取りまとめたものでして、1から10ございますが、その中の特に⑦、右側の上から2つ目ですけれども、発注や施工時期の平準化といったことで債務負担行為の活用とか、年度当初からの予算執行の徹底等々が盛り込まれたところでございます。

こういった運用指針等も踏まえまして、特に最初、まず直轄で取り組みが進んでおります。この5ページ、ごらんいただきますと、平準化に向けた3つの取り組みでございますが、例えば①というのが左上にございます。直轄工事における国庫債務負担行為の活用ということで、どうしても年度当初に発注して、年度末ぐらいの工期に設定しますと、今のような、どうしても年度の後半から山が増えるわけでございますけれども、直轄の取り組みとしましては、例えば半年の工期の工事について、例えば1月から7月ぐらいの2か年にわたる国債を設定いたしますと、ちょうど谷になっている4月～6月ぐらいに工事の山ができますので、そういうことで平準化していこうという取り組みでして、そういった2カ

年国債とか、あるいはゼロ国債といったものを、金額を増やしているという取り組みでございます。また、②でございますが、その地域単位での発注見通しの統合・公表という取り組みも全ブロックで対応しているということでございます。そういう意味で直轄が先行して進んできているという状況でございます。

続いて6ページでございますが、そういった中で自治体に対する取り組みも促してきて、特に28年、左上にございますが、28年2月のところをごらんいただきますと、総務省と連名で自治体に対して社会資本整備総合交付金の事業に関しても、こういった平準化等のための債務負担行為の設定ができるんですよといったことを通知しているところでございます。それを踏まえて6ページの下でございますが、その平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用というのをやっている都道府県の数が顕著に増加しているといった実態がございます。

あともう1点、自治体に対する取り組みをご紹介しますと、平準化の取り組み事例集といったものをつくっております。わかりやすい表現が大事かなということで、さ・し・す・せ・そと書いておりますけれども、(さ)債務負担行為、(し)柔軟な工期設定、(す)速やかな繰越、(せ)積算前倒し、(そ)早期執行の目標設定ということで、比較的わかりやすく取り組んでもらうための事例集といったのをつくった経緯がございます。そういう取り組みをしている中ではございますけれども、8ページをごらんいただきますと、やはり国、都道府県、市区町村で見えていくと、国は徐々に平準化しているような見た目にはなっておりますけれども、都道府県とか、さらには市区町村になってくるとやはり谷と山の差が激しいといった実態、見た目上も確認できるかなと思っております。

特に市区町村というのは課題があるかなと思っておりますが、9ページ目をごらんいただきますと、先ほどのさ・し・す・せ・その取り組み状況というのは確認しておりますが、例えば債務負担行為をごらんいただきますと、活用の実績、増えてはおりますけれども、平成29年で、これは全体で言うと22.3%という数字になります。都道府県が、今、書いていないのですが、手元の数字を見ますと87.2%でして、市区町村で相当取り組みが遅れていると考えております。また、(す)の繰越のところも、これはパーセントにしますと15.8%で、増えてはいるのですが、都道府県が76.6%ということで、やはり都道府県に比べると取り組みがおくれているなということで、そこを改善していきたいといった課題がございます。

10ページ目以降、都道府県とか市区町村、生の声を聞いておりますけれども、債務負

担行為設定に向けた課題としましては10ページ、頭のところだけご紹介しますと、やはり特に交付金事業ですと、翌年のいざ債務負担行為を設定した後、翌年ちゃんと交付金がもらえるのかといった点に対する心配があるということでございました。その翌年の予算確保が不透明というのが35団体あるということでございました。

また、11ページをごらんいただきますと、繰越のほうですが、繰越がわかっているものについては、なるべく早く繰り越ししてもらうことによって、4月、6月の仕事を増やせないかなという発想はあるのですが、実際、これも上のほうだけご紹介しますと、なかなか9月とか11月時点では、その次年度、翌年度への繰越の有無とか額が未確定であるといったこと、あるいは右上にも数字がございますが、そういう繰越を、平準化を目的として早目に繰越をやるということについての財政当局の理解がまだまだ不足しているといった課題があります。一方で、下に書いていますが、県によっては9月補正段階で繰り越ししようという取り組みも進んでいるところでございます。

さらには、次のページ、市区町村でございますが、そもそも市町村ですと大分、都道府県と差がありまして、そもそもこの12ページの真ん中でございますが、平準化というのがまだまだ市町村に浸透していないとか、財政関係部局との兼ね合いが難しいとか、あるいは真ん中の箱にあります、自治体からの事例とかあったら参考になるかもなみたいなことが言われております。平準化がなじまない理由として上がったのが一番下のところですが、予算規模が小さくて単年度施工なので、債務負担行為とかあまりなじまないとか、繰越とか債務予算確保が困難であるといった意見も出ているところではございます。

13ページ、少し法令的に見てみますと、建設業法とか公共工事の入契法では平準化に関する規定はなくて、品確法を見ますと、13ページの右上ですけれども、計画的に発注を行うとともに適正な工期を設定することに努めるといったことが規定されているところでございます。

逆に今申し上げた入契法ですが、14ページをごらんいただきますと、入契法の1つの特徴としまして、適正化指針、右側でございますが、というのがございます。例えば今、適正化指針の右側の中で主な内容と書いておりますけれども、一般競争とか、総合評価とか、ダンピング受注の防止といったことは適正化指針に既に盛り込まれていて、取り組みが進んでいない場合には14ページの右下のように国交大臣と総務大臣の連名で自治体に対して要請ができるといった特徴がございますけれども、今の入契法では、そういった平準化といったことは特に適正化指針等々にも盛り込まれていないといったところがござい

ます。

今まで平準化の話を中心に説明しましたが、15ページをごらんいただきますと、そのほか市町村など発注者に対する課題としまして、かいつまんで説明しますと、15ページの左上、予定価格がいまだに事前公表というのがあるといった課題だとか、左下ですけれども、ダンピング受注防止のための制度、いずれも未導入のところは126市町村あるとか、あるいは右上、一般競争入札、もう相当程度、都道府県とか国では当たり前に行っていますけれども、市区町村だといまだに未導入が2割程度あるとか、あるいは15ページの右下ですが、CM方式といったものはまだまだ進んでいない。2.4%ぐらいといった状況です。

こういった課題も少し念頭に置きながらの検討の視点でございますが、16ページをごらんいただきたいと思います。まず、大半、説明に費やさせていただいた平準化の関係ですけれども、冒頭申し上げたとおり働き方改革の観点とか生産性向上の観点から、この施工時期の平準化は大事ななと思っておりますけれども、自治体、特に取り組みがおくれています市町村における取り組みを一層推進する上で、どういった制度的な位置づけが考えられるかといった点でございます。例えば平準化を具体的に進める上で債務負担行為とか、繰越の活用など発注者の規範となる事項の明確化を考えるとか、あるいは受注者にとって意義のある情報の公表といったもので何があるかといった点を挙げております。

あと、そのほか15ページで取り組みのおくれているようなことを幾つか挙げましたけれども、担い手3法に基づく取り組みの浸透状況も踏まえつつ、働き方改革、生産性向上の観点から明確にすべき公共発注者の役割としてどういったものが考えられるかといった大きく2点、検討の視点として挙げさせていただいております。こういった点を踏まえながら、ご議論いただきたいと思います。説明は以上でございます。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

ただいまの説明に関するご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。なかなか専門的な話が入っていますので、質問しにくいかもしれませんが、どうぞ。

**【古阪委員】** 1点だけ質問というのか、平準化は大事なのですけれども、個々の自治体にとっては平準化というより、いろいろな山があるだけの話ですね。つまり、平準化するほどの工事量がなく、平準化というよりも着工時期がずれるとどれだけ安くなるか。こんなことの方がよほど大きな問題です。実は私、20年ほど前ですけれども、あるゼネコンの方と研究しました。発注時に、工事着工にどれぐらいリードタイムをつくってあげれば

工事費が安くなるか。P C a 版と鉄筋と鉄骨だったかな、それぞれかなり工事費が安くなるんですね。2カ月ぐらいずらすと結構違います。民間工事だから、それは自由にできるという面はあるのですけれども、公共工事も個々の自治体だと恐らくそれは難しいのですけれども、平準化をうたっておられるというのは、公共工事の全体ですから、そうするとリードタイムをとればどれぐらい安くなるか、あるいはならないのかということは、公共工事として確認される必要があるだろうと思うんですね。

安くなる主な要因は、工場側から言うと製品の製造ラインの稼働率と強い関係があります。製造ラインがオーバーフローすると、それはほかに任せないといけない。そういうようなことになります。配布された資料にはそういう費用というか、コストのことがあまり書かれていないというのは、予定価格は発注のタイミングに依らず一定と処理されているからですね。実はその部分で結構な利益があると、もう少し違った予定価格というか、工事費の算定方法があるのではないかと、そうすると、会計法等もそろそろ見直す必要があるのではないかという理屈だっけ組み立てられるわけですね。少しその辺の発注のタイミングによって、どれぐらいの公共工事で価格差が出るのかということは検証されたほうがいいと思います。

【大森委員長】      ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【伊藤専務（岩田委員代理）】      よろしいですか。

【大森委員長】      はい。どうぞ。

【伊藤専務（岩田委員代理）】      ぜひ発注者の皆さんに対して、私も品確法だとかの中で発注者の責務とされているものなりについて、先ほどの資料にもありましたけれども、公共団体レベルになると、その責務とされているものについても十分徹底ができていないということは大きな課題として残っているのかなと思っております。

いずれ改正品確法も見直しのタイミングが来るのではないかなと思う中で、ぜひ検討いただきたいのは、そういった発注者として、例えば責務の中で低入札調査基準なり最低制限価格を設定すべきだと、これは責務になっているんですねというふううたっているところについて、やっていないところについては、公共団体名を公表するとか、そういったことについてより徹底していただく。

さらに、そういったものについて公表しても見直さないということであれば、見直すべきであるということを勧告していただくなり、より法律の徹底が進むような制度設計にし

ていただくような方向で、やるべきことをしっかりやっていただきたいと思っています。受注者側のほうは、やるべきことをやらないとペナルティがいろいろなことで来るわけですので、やっぱり発注者側の皆さんもやるべきことをやっていただくような徹底の方策を制度的にも仕組んでいただきたいと思っています。

【大森委員長】 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかは、どうぞ。

【高野委員】 北大の高野です。平準化ということなのですが、現場作業、屋外作業ということを考えますと、作業時間ということから言いますと、秋分の日から夏至を挟んで秋分の日というのが一番日が長いわけで、その時間に一番働くと生産性が高いということが言えます。ところが、逆にこの仕事のカーブというのは全く逆になっていまして、秋の秋分の日から冬至を挟んで春分の日、一番寒く、一番日が短いときにピークが来ているといことですから、これ、全体の働き方改革ということで現場の人たちも含めて働き方改革をしようとする、これ、完全に逆転するということなんですね。屋外作業前提とすると生産性という意味では非常に重要なわけで、そういう意味では平準化ということについては、やはり品確法等々の中にもやはりもう少し書き込むべきではないかなと思います。

それともう一つ、先ほどもご発言がありましたけれども、自治体にとって単に財政的な制度の運用だとか改善ということだけではなくて、今のいろいろな制度を使った形で4月から仕事を出していくと、安くなる、コスト的、経済的にもやはり削減できるのだということがあると市町村の今のいろいろな制度の活用をするときでも背中を押すことになると思いますので、そういったような4月から6月の間に仕事を出すと安くなるというような仕組みというんですか、それをもう少し拡充していく。それはやはり今、仕事が少ないということだったり、屋外作業がしやすいということですから、経済原理を簡単に考えると、そこは安くなって当然だとも思いますので、そういうことを現実のほうにあらわすような仕掛けや仕組みというのが必要ではないかなと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいですかね。私から一、二点だけ。先ほど古阪委員から出ました発注時期によってコストにも影響がある、という点ですが、私もまさしくそのとおりだと思います。古阪委員も触れたかもしれないのですが、地方公共団体もそれぞれが独立して発注するというよりも、それはそれでいいのですけれども、まとめて



どこかで調整して、国全体として何をどこでどうやって発注しているのかというのをまとめて、それを調整するという仕組みというのがどこかであってもいいのかもしれない。どこかで検討してもいいのかなという気もしています。それが1点。

2点目が、これは直接平準化とは関係ないかもしれないのですが、根源には結局、地方公共団体の方々の中にやっぱり発注実務に詳しい方があまりいらっしゃらない。どうもCM関係も、研究会などでも見ていると、どうもそういう感じがするものですから、そうだとすると、そもそも平準化といっても、その前提となる知識がないということが気になるため、CMの普及についてももう少し全面的に強力な制度づけが必要なのかなという気もしています。以上2点です。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして資料4について、事務局からご説明をお願いします。

**【鈴置建設技術調整室課長補佐】** それでは、資料4についてご説明いたします。災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札契約制度についてということで、表紙をめくっていただきまして1ページ目でございます。昨年の7月でございますが、災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインというものを国土交通省のほうで作成して公表いたしました。この内容なのですけれども、平成23年の東日本大震災以降、紀伊半島大水害や26年の広島豪雨土砂災害、27年の関東東北豪雨の鬼怒川災害、そして28年には熊本地震と立て続けに大きな災害が起こっておりまして、こうした災害の際の災害復旧または復興における入札契約方式、こうしたところの考え方というものを整理し、その留意点、工夫等をまとめたガイドラインでございます。

ポイントとしましては、この1ページ目の右側の図でございますが、工事の緊急度、また、実施する企業の体制を勘案して適用する入札契約方式を検討するというので、緊急度が極めて高いものに関しましては、応急復旧だけでなく本復旧についても随意契約を適用するといった考え方を示したものでございます。

工事の緊急度に応じて指名競争または通常の方式に切りかえていくというものでございまして、この内容を含めた主な工夫というものが、めくっていただいて2ページ目でございます。直轄工事における、災害復旧における入札契約に関する主な工夫ということで、先ほども申し上げた緊急性の高い工事における随意契約の適用、このほかにも指名競争におけるダンピング対策、そして一括審査方式の活用、そして担い手の確保の観点としまして、地域企業の参加可能額の拡大であったり、地域維持型JV等の活用、こうしたものも

工夫として挙げております。また、早期の復旧・復興に向けた取り組みといたしまして、復興係数、復興歩掛等の導入や事業促進PPPまたはECI方式等の活用、こうしたものも挙げているところでございます。

この事業促進PPPに関しましては、事例として3ページ目でございます。東日本大震災での復興の際に東北地方整備局で導入した事例ということで、ご紹介をさせていただきますと、このときの復興道路、復興支援道路、こちらがリーディングプロジェクトとして震災後に約223キロ、距離、延長にわたって新規事業化されております。また、おおむね10年間ということで、既に事業化されていた区間と合わせまして、合わせて約380キロの延長にわたる整備の推進が必要となったということで、この膨大な事業量、これを円滑かつスピーディーに実施するために、事業促進PPPを導入したというところなんです。こういった業務の実施になったかというところが、この3ページの右下の図のとおりでございます。民間の技術力を活用して工区ごとに推進チームを配置し、現地に常駐し、専任で事業マネジメントを担当していただいたというところでございます。

そして、4ページ目でございますけれども、こちらが直轄での最近の災害復旧工事の発注の事例ということでご紹介です。平成28年の熊本地震の際には、発災から約4カ月間にわたって応急復旧等につきまして、約80件随意契約で発注したというところでございまして、また、本復旧については一般競争を導入してきたというところなんです。また、最初に申し上げました災害復旧のガイドライン、こちらができてからの災害としまして29年の九州北部豪雨でございまして、こちらは発災から2カ月にわたって応急復旧等で約40件の随意契約をしてきたというところでございます。

【菅原建設業政策企画官】 以上が主に直轄におけます災害時における取り組みでございますが、5ページをごらんいただきますと、地方公共団体における復旧・復興事業の参考になるような取組事例集といったものを今年の3月、先月になりますが、つくっております。特に自治体につきましては、やはり先ほど来、委員からもご指摘がございましたが、発注者のマンパワー不足といったものが懸念されている中で、特にいざ災害というときに非常に大変な事態になるわけだと考えております。そういった中で1.の4つ目の丸でございますが、地域の実情とか工事の課題に対応して、その自治体においてさまざまな工夫を行いながら円滑な施工確保を実現していった取り組みといったものをまとめまして、災害時の備えといえますか、平時からそういったことに思いを至らしてほしいということでつくった事例集でございます。

以下、3点ほど事例集の中身のご紹介をしたいと思います。最初が北海道でございます。6ページをごらんいただきますと、これは地元の建設業協会と自治体において、意見交換を行いながら、特に河川の護岸用のコンクリートブロックが、ひょっとしたら調達できないかもしれない。そういったことに備えた対策でございます。具体的には6ページの真ん中でございますが、あらかじめこういったコンクリートブロックが調達困難なときに一時中止が可能ですよとか、工期延期があり得ますよということを入札公告段階で特記する。実際に3つ目のポツですけれども、そういったものの調達困難になった場合には、受注者側から一時中止の申し入れをしましょうと。要は下の箱の2つ目のポツに書いておりますが、そういった一時中止とか、それに伴う工期延期といったものを受注者の責めとしないというようなことによりまして、当然、こういったリスクのある事業になってきますので、入札参加者がいない、入札不調になるということをこういう取り決めで防ごうということでございます。これが1つ目。

2つ目が岩泉町の取り組みでございますけれども、岩泉におきましては、この7ページの右下のほうにありますけれども、豪雨災害によりまして573カ所、178億円と町の通常の公共発注であり得ないぐらいの規模の災害復旧事業が出てきたわけですけれども、それに対応するためということで上の箱でございますが、町とURとURリンケージというコンサル会社の三者で覚書を結びまして、URは復興まちづくり計画の策定支援を行う。URリンケージは、その個々の土木施設の災害復旧工事の発注支援を行う。いわゆるCM的なものによって災害復旧事業に取り組もうという取り組みでございます。

続いて東日本大震災の事例、8ページでございますけれども、東日本大震災のときには、都合20ぐらいのさまざまな災害復旧工事、円滑に定めるための取り組みがなされたわけでございます。その個別のご説明は省略いたしますけれども、代表事例としまして9ページでございますが、URにおけるCM方式を活用した復興まちづくりのモデル事業ということで、この図にございますような市町村が事業主体でございますが、計画とか業務全般をURに事業委託しまして、URが、あとはCM、アットリスクのCMということで、そのCMRに発注しまして、大規模な復興事業を実施していたということで、これはかなり東日本大震災の被災地各地で、右側に13カ所記載がございますけれども、幅広く使われた方式でございます。こういったことを取り組みの事例集で盛り込んでいるということでございます。

翻って10ページ目をごらんいただきますと、発注者側の現状でございます。これは第

1回でもおつけしましたけれども、土木部門の職員数が年々減ってきているということで、平時の発注すら大変だと思えますけれども、なおさら災害発生時における発注というのに対応が年々困難になっているのではないかなと考えております。いざ災害が起きるときの非常に大きな課題としましては11ページですけれども、やはりどうしても被災地域で一時的に工事量が増えますと、これは熊本の事例でございますが、急激な工事量の増大によりまして入札不調が増加する傾向にあるということで、そういったことを回避するための発注者側の取り組みといったものが求められているところでございます。

12ページでございますけれども、そういったこととの関係で、法令上の規定ですけれども、品確法においては比較的平時における積算とか見積もりの活用というのは規定されておまして、災害時における取り組みについては、12ページの右下にございますが、その運用指針において右下の小さい字で書いていますが、その災害時の応急的な復旧工事のように緊急の場合には、随意契約を活用できますよといったことは書いているという状態でございます。

以上を踏まえまして、最初のページで直轄工事における取り組みをご紹介いたしました。ガイドラインの記載もございましたけれども、そういった取り組みを地方公共団体においても普及させたい。いざ災害というときに初めて自治体において考えるのではなくて、できれば平時から自治体においても、そういった災害復旧、起こった場合の備えをしていただきたいと思っておりますが、そういう普及をするために法令等への位置づけを含め、こういった環境整備が必要かといった、検討として挙げております。また、その際、自治体のマンパワーも減っていく中で、災害時における入札契約手続の事務負担の軽減をどう考えるとか、その災害時における施工対策としまして復興係数・復興歩掛の導入とか、見積もり等々、事例でもございましたけれども、適切な発注条件を整備しやすくするためにこういった環境整備が必要かといった3点、検討として挙げてございます。

以上が災害のときの話でして、お時間をいただいて恐縮ですが、14ページ目以降は災害ではない、平時の維持管理の関係でございます。平時の維持管理、社会資本の維持管理ということについては、入札契約方式としては地域維持型契約方式を導入している自治体も増えておまして、これはこういったものかということ14ページ真ん中にございますが、従来は発注者が道路の維持とか、除雪とか、河川維持とかをばらばらの発注で、かつ工区もA、Bとばらばらに分け、かつ契約期間も1年ということで毎年契約という取り組みをしていたのですが、そうするとどうしてもロットも小さくて施工が非効率、言いかえると

利潤も生み出しづらいといった発注だったわけですが、それを地域維持型の契約方式ということで、工区も、あるいは工種も、あるいは複数年の契約ということで、そういったものを全部まとめて発注しようという取り組みでございます。この取り組みを進めている中で、都道府県においては、この14ページの右下にございますけれども、年々増えていて26道府県まで増えているといった状況でございます。

その実施体制ですけれども、簡単にご紹介すると、JVをつくる場合と組合をつくる場合がございます。15ページですが、大きくは、ざっくり申し上げますと、それぞれ構成員で構成されるわけですけれども、JVの場合は法人格がなくて、組合の場合だと法人格があるといった違いが大きいかなと思っております。説明の時間の関係上、省略いたします。

先ほど都道府県レベルで地域維持型、26あると申し上げましたが、16ページと17ページが、その一覧でございます。18ページが市区町村レベルでの取り組み事例でございます。詳細は割愛します。

19ページをごらんいただきますと、こういった地域維持型の法令上の規定でございますが、特には19ページの真ん中の20条をごらんいただきますと、この発注者は「地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があるときは」ということで、その地域維持型の契約方式について法令で規定されております。先ほど申し上げたとおり、工期複数年度、あるいは複数の公共工事、複数の建設業者による組合が参加できるということが品確法で規定されております。運用指針には、より詳しく書いております。

そういった状況であるのですけれども、20ページ、海外の状況を見てみますと、EUの公共調達指令というのが2000年に出ておまして、さらに一歩進んだ取り組みとしまして、一定期間内に行う複数の事業について、あらかじめ入札で選定された業者の中から個別契約できる旨の協定を結ぶということで、イメージは20ページの左側ですが、最初にこういったA、B、C、D、E、F、G、H、Iというチームを組んでもらって、それでチームごとに入札で競争してもらって、その1つのチームが選定されると、そここの基本合意、枠組み合意というものをします。その後、個別の発注があるわけですけれども、その個別の発注においては競争する場合がありますけれども、場合によっては、この⑤で書いていますような随意契約といったことでもいいですよと、そういう取り組みでして、ヨーロッパでいくと、例えば学校の改修工事とかするとき、学校の改修が何十とあると

いうときに、その都度競争するのではなくて、最初に枠組み合意して、その後は毎年、毎年、競争とか場合によってはせずに随契等で相手方を、事業者を決めて学校の改修工事とかやってもらう、そういう取り組みであると聞いております。

それで、21ページですけれども、これに関連した話としまして、+10においては、やはり一番の目的というのは、最終的には地域力の強化ということで書いておりますけれども、要はこの地域、今後も貢献する企業を後押ししたいということで、安定的な担い手確保に資する入札契約方式というのを検討していこうとうたわれております。地域インフラの維持管理に向けて海外の制度も参考にした新たな契約方式の導入というのを検討してはどうかといったことが提言されております。

また、22ページでございますけれども、今後の発注者のあり方に関する中間取りまとめということで、22ページの上の行を読ませていただきますと、今年の4月13日の発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会の中の基本問題検討部会という場においてご議論いただきまして、具体的な提言としましては、5-1のところでございますが、大規模維持更新時代に向けた建設市場の創出ということで、3つ目のポツ、赤になっていますが、地域の実情を踏まえ、複数年契約や確認公募型の随意契約の適用を拡大するとともに、その後に先ほどご紹介しましたフレームワーク方式も含めて、事業協同組合、地域維持型JV、性能規定型契約、包括業務契約制度の活用等について検討していこうということが記載されたところでございます。

これも例によって今の法令上どうなっているかということですが、23ページをごらんいただきますと、現行の会計法とか自治法においては、随意契約によることが可能とされる契約の範囲というのは限定的になっているといった課題が一方であるかなと思っております。

最後、足早で恐縮ですが、24ページをごらんいただきますと、大きく2つ論点を挙げておりますが、1つ目の丸は、論点というよりは現状ですが、今、老朽化とか地域のインフラの維持管理に対応できる方式としまして、品確法で地域維持型の契約方式が位置づけられております。こういった既存の方式をさらに普及拡大するという点について、どういった課題があるかというのが1点目と、もう1点が2つ目の丸の後段ですが、海外の入札契約方式も参考にして新たな入札契約方式を導入するに当たっての法令上の位置づけとかも含めて、どういった環境を整備する必要があるかといった点が2つ目の論点でして、その際、24ページの下に書いてありますが、会計法とか自治法とか既存の法令との関係と

か、そういった課題もありますが、そういった課題も留意しながら、こういった環境整備が必要かといった点についてご議論いただければと考えております。

足早でございますが、資料4に関する説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関してご意見等ございましたら、ご自由に。かなり法的な話がありますけれども、私のほうから確認なのですが、13ページですけれども、法令等への位置づけも含め、どのような環境整備を整える必要があるかという点ですが、基本的には法令で何か定めていかなければ無理だよみたいな意見でもいいんですか。それとも賛成というぐらいでもいいのか、それとも、もっと具体的なアイデアを出せということなのか。

**【菅原建設業政策企画官】** 事務局で考えておりましたのは、災害発生時において、1ページで紹介したガイドラインとか、あるいは5ページで紹介した取り組みの事例とか、いろいろな運用レベルといいますか、取り組み、自治体での取り組みが進むようなことができるということで取り組みをしているわけでございますけれども、一方、法令のほうを見てみると、12ページでございますが、特に品確法とか見ても、特にそういった災害時の話というのに特化したような規定もあまりなく、また、運用指針のほうになると12ページの右下に書いていますような災害時の緊急随契というものがさらっとは書いてあるのですが、そういった状態である。

決して法令決め打ちというわけではないのですけれども、まさに13ページに記載したような法令への位置づけも含めて、一番の思いというのは、いざ災害というときに自治体において入札不調とか起こることなく、災害復旧事業が円滑に進むように発注してもらいたいわけですが、そういう目的に照らしてこういった環境整備が必要かなということをご議論いただきたい。その際、やはり今回、基本小委員会というのは、法令への位置づけというのが1つ全般を通じた視点ではありますので、そういった視点も踏まえながらご議論いただきたいなと思っております、あまり回答になっていないかもしれませんが。

**【大森委員長】** わかりました。皆様、そういう前提でご意見をいただければと思います。古阪委員、どうぞ。

**【古阪委員】** 私の頭の中には東北の震災復旧の混乱の記憶が鮮明にあって、1つはやっぱりあれだけの災害があったときに、制度としてつくって、それでほんとうに間に合う

かということ、必ずしも間に合っていない。それでいいのかということ。それぞれの災害によってかなり内容が違うという意味では、この制度の組み立ては必要だと思いますけれども、それ以外に例外的にどう使うかという、そういうショックアブソーバーというか、何かそういう少し自由裁量ができるような余裕を持ったやり方というのが1つ要るだろうと思います。

そういう意味で言うと、東北はそういうのがないときだったために、非常に復旧がおくれたので、かなり強引にアットリスク型の復旧工事発注をされたわけです。もちろん、それは東北としては成功しました。しかし、一方で、その後を見ると、アットリスク型が変な形で蔓延しそうになった。そこで青木さん、ちょうどいらっしゃいますけれども、検証してほしいというようなことをお願いして、しっかりと検証していただき、まともなアットリスク型が一方で普及を始めた。という意味では、今回もつくられる場合に、それを必ず検証するよということを一言、最後に入れていただきたいというのが1つです。

それからもう一つは、その契約をするまでにかかなり緊急避難的に二、三日、東北で言えば自衛隊が入られるまでに実際は、建設業者はそこで活躍したわけですね。そうすると、そこというのは一体どういうふうに契約なり、あるいは仕事量の検討なりをするべきかということが考えられるということが2つ目。この2つが今の国交省でお出しになっている内容に関する意見なのですが、もう一つ、さっきの地方公共団体にはあまり力がないよという意味では、地震もそうですし、積雪／除雪もそうなのですが、これらは地理的な範囲で起こるもので、決して行政区の範囲で災害として起こるわけじゃないわけです。そして、今年もそうなのですが、除雪車がある自治体は無難に除雪された、そのお隣の自治体では残念ながら、除雪車がないから、自身で除雪作業をされていて、屋根から落下してお年寄りが亡くなられたという事故があった。この意味するところは、災害時の助け合いというのは、大災害に対して制度をつくられるという一方で、日常的というか、毎日起こるような災害に関しても行政区のみならず地理的な区域の間でも協力関係をどう維持すべきかということも考えないといけない。今後は空き家とか、過疎化がもっと進行するわけですね。そういう意味での配慮というのは同時にやっていただけたらなと思います。その3点。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

ほか、いかがですか。どうぞ。

**【井出委員】** いろいろ皆さんから現場のお話を聞きますと、リクエストでよく出てくるのが、応急の復旧だけでなく、もう少し進んだ段階での復旧期に近いところでも行政で



すぐにいろいろ柔軟に工事を発注して実施できるようにしてほしいという意見がすごく多いんですね。実際に現在の法令が緊急度が非常に高いというイメージが、ほんとうに先ほど古阪先生のお話があったように地理的にすごい狭い範囲で、あつという間に何か工事が終わってしまうようなものに対しては非常に有効かもしれないけれども、やはり地理的に広範な、非常に調整が必要なところになるとなかなか現在のようなものでは対応できないというのは、それは事実だと思うんですよ。だから、ここは制度的な立て付けとして、しっかり行政区をまたいだようなどころまで視野に入れながら、ぜひこのところは検討していただきたいなということが1点です。

それと地域JVに関しては、個人的には非常にやっていただきたいなという思いもあるのですが、皆さんにいろいろお伺いすると、なかなか業者さんが好きじゃないというところが実際にあって、その理由がいろいろ地域によって違うと思うのですが、どちらも、どうしても透明性がどの程度確保されているのか、きちんと品質も含めて適正に行われているのかというのが見えにくいというところに1つ大きな問題があるかなと感じました。

その小さい行政区のところに行くと、どうしても地域JVとか、いろいろなことをやることでなかなかそういったものに踏み出すのが怖い、なかなかしにくいという、議会の反対も強いだろうというようなご意見も多くて、やはりそれを、反対を押し切るというか、ちゃんと説明ができるような、そういったきちんとフォローアップも含めた制度づくりが必要だなということと、そういうものがきちんとできていて、先ほどのEUの件なんか非常におもしろいフレームだと思ったのですけれども、ああいうことで地域の建設業者同士の、実際に共同で働くような機会を増やすことによって、実は地域全体で大きなまとまりができていくことによって、何か雇用も安定的に確保されるし、技術者もきちんと確保できるのだというふうないいスパイラルにつながっていくと思いますので、もう少し現場の声と、それから、制度設計というのをぜひお願いしたいと思います。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。どうぞ。

**【丹羽委員】** 会計士の丹羽です。行政手続とか法律のことを、素人なので突飛な意見なのかもしれません。先ほどの平準化の取り組み、自治体の広域での調達方式とかを考えたらどうかという大森委員長のご意見、それから、今回のこの入札制度の話を伺っていて前から思っていたことなのですが、会計法も地方自治法もいろいろ役に立つし、尊重しなければいけないのですけれども、これらの諸問題に直面すると、公共調達法という新しい

枠組みの中で両方カバーして、さらには、地域や自治体同士の連携、あるいは職員の教育、それから、発注事務の標準化なのか、平準化もちろん、何かそれらに一元的に対処する根拠となる新しい入れ物があったほうがいいのかなど思ったので一言コメントさせていただきます。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかは、いかがですか。

【蟹澤委員】 芝浦工大の蟹澤です。少し観点が違うかもしれないのですが、地域JVみたいな考え方を一方で、国交省土地建局を中心に担い手の確保、育成ということをやっているわけですが、地方で聞くとやっぱり単独企業で担い手を募集してくる、それを育成してくるということは非常に難しくなっている、今、地域のコンソーシアムとか、そういうことがたくさんありますが、あれもほとんどがうまくいっているところは地域JVと言えるような幾つかの業種にまたがって複数の建設会社さんで担い手を募集して育成するという取り組みをやっておりますけれども、何かその辺うまく絡んで、そういうところに国交省なりが絡んでいくことによって、今たくさんあると言ったいろいろな法律上の問題についても何か普段から、そういう活動を支援しておくことによって非常時に機能するということ。

その中でもう一つ、行政、今のいろいろな政策の整合性で言うと、やはりそういうきちんと担い手を確保して、育成して社員化しているようなところを評価するというのもありますので、その辺との絡みでうまく国としてそう関与していくような仕組み、それから、担い手関係との一貫した仕組みづくり、そういったことも考えていただければと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【高野委員】 北大の高野ですが、28年の北海道の大雨の災害復旧について少し勉強しているところなのですが、7ページに岩泉の取り組み事例というのがあって、ここに一連の発生から完成検査等に至るプロセスが流れているのですが、北海道で結構、制度改善が必要だと議論しているのは、実は災害査定までの段階でございまして、この部分がやはり自治体にとってはかなり負担が大きいですし、コンサルタントにとって

も、例えばまだ危険な状況で状況調査に出かけなくてはならないような状況が頻発していたり、それから、査定についてはかなり専門的な職務なので、自治体の中になかなかそういうことに耐える人がいないので、コンサルタントにかなりオーバーワークがかかってしまっているというようなことがあります。

という実態があるようですので、できれば、この災害、少しターゲットというか、改革の方向性が違うのだと思いますけれども、災害査定に至る段階ですか、ここも非常にリスクを含んだ段階で詳細設計につながっていくものやっけていくわけで、手戻りはどうしてもあるわけですが、その割にはかなり精度の高いものを求められている。書類等々、その辺もやはり働き方改革等々考えると、やはり少し見直しをして簡素化というものをお考えるべきではないかということが、その勉強の結果として出てございますので、その辺についても少しターゲットとして考えていただきたいということです。

以上です。

**【大森委員長】** ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。どうぞ。

**【大嶋委員】** 日建連ですけれども、災害復旧のほうのことですけれども、このパワーポイントの1ページ目に、先ほど説明がありましたように緊急度の観点から随意契約を適用というような話があって、この表に記載された最適な契約相手の選定方法のところ、右端のところ①、②、③ということで工事の実施実績とか、それから、災害時における協定とか、それから、本支店の所在地、という観点から最適な契約相手を選定すると記載されておりますが、これは非常にいいことだと思うのですが、実際、左の方に記載されております東日本大震災、紀伊半島大水害、広島の高雨土砂災害時を想定しますと、こういうことを基準にしながらも相当混乱したというか、少しよくないこともあったり、それから、効率の悪いこともあったと思うわけですが、その中で今、各地方整備局を中心に災害復旧に関する包括協定が結ばれている。この1年、動きがあると思うのですが、特にこの応急復旧の部分は、包括協定との関連が深いと思いますので、各地方整備局の包括協定、これは日建連とか、それから、地方整備局によって少し違うかもしれませんが、20前後の自治体とか、公共事業者との協定でござりますので、私はこれに非常に期待するところでござります。つきましては、ぜひ、この包括協定の運用と災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインとの連携についてご検討いただきたいと思っております。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、本日の議事、これで終了とさせていただきたいと思います。少し早いですけれども、進行を事務局にお返しします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。今後のスケジュールでございますが、次回、第4回基本問題小委員会は、5月28日、月曜日、16時から18時を予定しております。場所につきましては、改めて事務局よりご連絡を申し上げます。

本日の配付資料のご郵送をご希望の委員は、テーブルの上に置いたままにいただければ、事務局で郵送させていただきます。

それでは、これをおもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —